

厚生労働省老健局長 宮島俊彦様

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会

代表幹事 山王丸 由紀子

介護保険制度・報酬の見直しに係る意見書

私たち住民参加型在宅福祉サービス団体は、介護保険制度が導入される以前から、「誰もが、高齢になっても、障害があっても、互いに支えあい、安心して身近な地域で暮らし続けられること」を願い、住民どうしの「たすけあい」による幅広い生活支援サービスをすすめてきました。そして、制度によるサービスが徐々に整備されるにしたいが、それらとも連携し、あるいは自らその担い手となり、一人ひとりの利用者・住民に寄り添いながら、必要なサービスを提供してきました。

私たちが、こうした活動を通じて実感していることは、

- 一人ひとりが人間らしく尊厳をもって生きることを支えるためには、生活支援の視点から制度・非制度を問わず、それぞれ包括的で柔軟なサービス提供が求められていること
 - 現行の制度の枠組みや運用では十分対応できないサービスがあり、ことに日常生活支援や家族関係・人間関係・社会関係の維持・向上のための支援等が重要になっていること
 - そして、制度・非制度のサービスが、一人ひとりの利用者に対して連続性・一貫性をもって提供される必要があること
- などです。

今日、地域包括ケア体制の構築が急がれる状況の中で、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会として意見を表明します。

1. 福祉制度の充実

在宅で介護を希望する高齢者の実情は、介護保険の利用者負担の増加や区分支給限度額があることにより、経済的な余裕がなければ実現しないような流れになってきています。日本の貧困問題も年々クローズアップされている中、低所得者においても、安心して地域で生活を続けられる仕組みの構築が不可欠であると考えます。

今後「社会保険」「保健制度」「福祉制度」の視点で介護保険制度の役割について議論することが必要です。

2. 多様な活動形態の可能性について

介護保険制度は多様な供給主体によりさらに拡充させていく必要があります。暮らしを支えるための介護保険制度の労働者・たすけあい活動の担い手の関係については別途整理して、暮らしを支えるという観点から、労働法において柔軟な解釈ができるように議論を進めていくことが重要と考えます。

3. 制度のわかりやすさと事務負担軽減の工夫

制度改正にあたっては、利用者と家族にとってわかりやすく利用しやすい制度になることを望みます。また、現行の介護保険制度では、サービス提供にかかる必須事務に加えて、帳票類を整えるための事務に多大な労力と時間を要しているのが現状です。できる限り保険者及び事業者の各種手続き事務を簡素化することが急務であると考えます。

4. 訪問介護における生活援助と身体介護の報酬単価の統一

生活全体を支援することにおいては、生活援助も身体介護と変わらない重要なサービスであり、利用者の個別性を踏まえ生活を支援するという点において、生活援助は身体介護と同様にホームヘルパーの専門性に基づくサービスです。そういった観点からも、生活援助と身体介護の報酬は同一であるべきと考えます。

5. 24時間地域巡回・随時訪問サービスの位置づけ

自宅での看取りを望む方が数多くいる中、実際の活用は数少ない現状があります。介護保険制度とたすけあい活動を適切に組み合わせるとともに、自宅での看取りができるよう、特に多くのサービス量を要するターミナル期に加算がとれるような仕組みが必要と考えます。

「24時間地域巡回・随時訪問サービス」については、実施する事業所は、都市部など限定的になると想定されます。現行の夜間対応型訪問介護によって在宅生活が維持できている利用者がいる現状も踏まえ、地域の実情に応じて現行の訪問介護事業を含めて必要なサービス提供体制の整備が必要です。